

協業組合仙台清掃公社は 「優良産廃処理業者」認定企業です



○優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者が行政から優良認定を受ける制度です。全国で10万社ほどある産廃許可業者のうち**約1%の業者**しか認定を受けておりません。

○優良産廃処理業者に処理を委託することによる排出事業者様のメリット

排出事業者様には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は産廃処理業者に処理を委託したとしても免れるものではありません。

もし委託した産廃処理業者が不適正な処理を行った場合、排出事業者様も大きな責任を負うこととなり、多額の撤去費用の負担や社会的信用の失墜につながりかねません。

優良産廃処理業者認定業者などの適切な産廃処理業者を選定し、確実に適正に廃棄物を処理することは、排出事業者様の社会的信用・信頼を守ることに繋がります。

○優良産廃処理業者はここが違う！

① 実績と遵法性

5年以上の処理実績があり、かつ法令違反による改善命令等を受けたことがありません。安心して処理の依頼が可能となります。

② 事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理に関する情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されております。

③ 環境配慮の取り組み

ISO14001やエコアクション2.1等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っております。

④ 財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的な事業を行っております。

⑤ 電子マニフェストの運用

事務処理の効率化、法令順守、透明性の確保等メリットの多い電子マニフェストが利用できます。

お問合せ先



協業組合 仙台清掃公社

【営業部】

TEL(022)284-5383 FAX(022)238-1418

http://www.ss5383.com